

府 監 第 1744 号
平成29年 1 月 20日

請求人代理人 (略) 様

大阪府監査委員	大 西 寛 文
同	山 本 浩 二
同	岸 本 佳 浩
同	森 田 秀 朗
同	土 井 達 也

住民監査請求について (通知)

平成28年12月 2 日付けで別紙請求人名簿(3)記載の請求人から提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第1 請求の要旨

大阪府職員措置請求書及び事実証明書の内容から、請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

- 1 大阪府公安委員会は、平成28年 7 月 13日、沖縄県公安委員会の、大阪府公安委員会等への、沖縄県内における米軍基地移設工事等に伴い生ずる各種警備事象への対応のための援助要求について、同公安委員会の管理下にある大阪府警察本部機動隊員を沖縄県に派遣することを決定し、同機動隊員を沖縄県公安委員会の管理に服する沖縄県警察本部長の指揮監督下に配置した。これにより、同機動隊員は、他県から派遣された機動隊員や沖縄県警察の機動隊員とともに、沖縄県東村高江の米軍ヘリパッド建設予定地周辺において、現在に至るまで、①法的な根拠も示さず車両検問を行い、②同じく法的根拠もなく N 1 地区ゲート前の住民や同人らのテント、車両等を強制的に排除し、③道路交通法に定められた管理者である沖縄県の事前の意見聴取も行わずに県道を封鎖し、④前記住民排除の際に高齢の女性にまで暴行をふるって傷害を負わせ、⑤何ら非違行為を行っていない市民を不当逮捕し、⑥取材に当たっていた沖縄県内の新聞社の記者を拘束して、取材を妨害し、⑦ついには、基地建設作業員を警察車両で運搬するなどの行為を行っているとともに、⑧東村高江でヘリパッド建設に抗議していた人に対し同機動隊員が「黙れ土人」など差別語を用いて罵倒した。

沖縄から奪った土地に新たな米軍基地建設を強行するために大阪からわざわざ機動隊を派遣しなければならないのか。同機動隊の行為は、警察法(昭和29

年法律第162号) 第2条において定める警察の責務及び日本国憲法(昭和21年憲法) 第15条において定める公務員の性質に違反している。国家権力が力づくで反対運動を弾圧することは許されない。

計画の当初より、東村高江にオスプレイの訓練施設であるヘリパッドを建設することについて、地元住民は強く反対し続けているが、今回の平成28年7月19日以降行われている多数都府県からの機動隊員を使つての、上記のような一連の違法な警察力による強権的な建設強行については、翁長沖縄県知事も強く批判し、同月21日には沖縄県議会も「建設を直ちに中止することを要請する」との意見書を決議している。

- 2 本件派遣中の同機動隊員の俸給等は、引き続き大阪府が負担しているが、大阪府に所属する警察官の本務が、大阪府民の身体・生命・財産の保護にあることに鑑みても、本件のような他県での警察力の行使は、形式的には警察法上に根拠があるとしても、例外的にのみ許容されるべきものであり、上記のような違法性のある行使は許されず、かかる業務に従事する警察官への俸給の支払(以下「本件支出」という。)は、違法・不当な公金の支出に当たると言わざるを得ない。よって、監査委員は、大阪府公安委員会に対し、速やかに本件機動隊員の派遣を中止するよう勧告することを求める。

第2 地方自治法第242条第1項の要件に係る判断

- 1 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実(以下「財務会計行為等」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

地方自治法第242条第1項の規定に基づく請求においては、請求の対象とする財務会計行為等を特定し、当該特定された財務会計行為等の違法又は不当を具体的かつ客観的に示さなければならない。

- 2 請求人は、機動隊員の沖縄県への派遣決定及び当該警備業務に従事する機動隊員の職務執行上の違法を摘示するのみで、本件支出そのものの違法又は不当を具体的かつ客観的に摘示していない。
- 3 よって、本件請求は、地方自治法第242条第1項の要件を満たすものではなく、住民監査請求の対象となるものではない。

第3 結論

以上より、本件請求を却下する。